

議案第65号

天理市名阪高架下駐車場条例の一部改正について

天理市名阪高架下駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

令和2年12月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市名阪高架下駐車場条例の一部を改正する条例

天理市名阪高架下駐車場条例（平成20年12月天理市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、「、市長の承認を得て」を削り、同条を第5条とする。

第7条を削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第1号中「施設等」を「施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条から第17条までを2条ずつ繰り上げる。

別表中「第11条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。